

住宅の改修をお考えの方へ

# 高齢者・子育て世帯

補助上限額を  
上げました!

## リフォーム支援事業

### 高齢者バリアフリー型

- (1) 世帯要件(下記を全て満たす)
- ・65歳以上の高齢者がいる世帯
  - ・世帯員全員の直近の年間所得総額が350万円未満(高齢者と高齢者以外で構成する世帯の場合は、公的年金等を除く)
- (2) 対象工事(市内事業者を活用)
- ・高齢者の寝室等の増築、間取り変更、内装改修工事
  - ・バリアフリー改修工事(同時に実施する省エネ改修工事も含む)
- (3) 補助金額  
対象工事費の20%(上限50万円)

### 子育て支援型

3人以上の多子世帯  
※には10万円加算

- (1) 世帯要件(下記を全て満たす)
- ・18歳未満の子どもがいる世帯(当該年度4月1日時点での年齢)
  - ・世帯員全員(三世代同居世帯は子育て世帯員に限る)の前年の所得総額が600万円未満
- (2) 対象工事(市内事業者を活用)
- ・子ども部屋等の増築、間取り変更、内装改修工事(ベビーカー用スロープ設置工事も含む。)
  - ・子どものために行う便所、浴室、洗面所の改修工事(同時に実施する省エネ改修工事も含む)
  - ・テレワークスペース、対面キッチン改修工事など
- (3) 補助金額  
対象工事費の20%(上限60万円)

### 三世代同居支援型

- (1) 世帯要件(下記を全て満たす)
- ・18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯
- (2) 対象工事(市内事業者を活用)
- ・玄関、便所、浴室洗面所、キッチンの4つの部位のうち、1部位以上を改修又は増設すること。
  - ・世帯を区切るための間仕切り壁やドアを設置(同時に実施する省エネ改修工事も含む。)
- ※昭和56年5月以前に建築された物件は、リフォーム完了後に耐震性を有する必要があります。
- (3) 補助金額  
対象工事費の50%(上限85万円)

3人以上の多子世帯  
※には10万円加算

※多子世帯  
...18歳未満のお子さん  
が3人以上いる世帯

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にあっては、事前に、耐震アドバイザー派遣制度を利用してください。



#### ★添付書類★

- ①世帯員全員分の住民票の写し
- ②世帯全員分の直近の所得証明書(バリアフリー型、子育て支援型、三世代同居支援型を利用しバリアフリー工事、子育てのための改修工事を行う場合/16歳未満で所得がないものは除く)
- ③世帯員全員に市税等の滞納がないことを証するもの(滞納のない証明書等)
- ④平面図
- ⑤見積書
- ⑥施工前写真(※工事終了報告時、施工途中と施工後写真も必要)
- ⑦建築年数が分かる書類
- ⑧耐震アドバイザー制度の利用の書類(昭和56年5月31日以前に建てられた建物に限る)
- ⑨戸籍謄本(祖父又は祖母が近居する場合のバリアフリー工事のみ)